

令和元年度

岩倉市健全化判断比率等審査意見書

一般会計等
上水道事業
公共下水道事業

岩倉市監査委員

岩監発第304号
令和2年8月5日

岩倉市長 久保田桂朗様

岩倉市監査委員 内藤 充
岩倉市監査委員 伊藤 隆信

令和元年度 岩倉市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別記のとおり意見を提出する。

令和元年度 岩倉市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の日時及び実施場所

日 時 令和2年8月4日（火）

実施場所 監査委員事務局室

3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、岩倉市監査基準に準拠し、審査を実施した。

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点とし、関係帳簿、証書類と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。

4 審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健 全 化 判 断 比 率 の 状 況

（単位：％）

比 率 名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	－ (△12.56)	－ (△10.65)	－ (△7.55)	－ (△8.06)	－ (△7.79)	13.44
連結実質赤字比率	－ (△24.34)	－ (△23.92)	－ (△22.52)	－ (△23.66)	－ (△18.52)	18.44
実質公債費比率	4.8	4.0	3.5	3.5	4.0	25.0
将 来 負 担 比 率	42.0	44.0	30.5	27.0	26.6	350.0

注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がない場合、表示を要しないが、参考のため算定結果を（ ）に記載した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字はなく良好である。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字はなく良好である。

③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は4.0%で前年度より0.5ポイント高くなったが、早期健全化基準の25.0%を下回り良好である。

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は26.6%で前年度より0.4ポイント低くなり、早期健全化基準の350.0%を下回り良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(4) その他

健全化判断比率は、いずれも国の示す早期健全化基準を下回っている。

今後も大規模事業による地方債の発行や老朽化した公共施設の改修などに係る経費の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少等が懸念されるので、より一層、計画的かつ健全な財政運営に努められることを要望する。

岩監発第305号
令和2年8月5日

岩倉市長 久保田桂朗様

岩倉市監査委員 内藤 充

岩倉市監査委員 伊藤 隆信

令和元年度 岩倉市上水道事業資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別記のとおり意見を提出する。

令和元年度 岩倉市上水道事業資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める岩倉市上水道事業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の日時及び実施場所

日 時 令和2年8月4日（火）
実施場所 監査委員事務局室

3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、岩倉市監査基準に準拠し、審査を実施した。

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点とし、関係帳簿、証書類と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資 金 不 足 比 率 の 状 況

						(単位：%)
比 率 名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	－ (△119.5)	－ (△117.1)	－ (△119.2)	－ (△112.0)	－ (△97.1)	20.0

注) 資金不足がない場合は表示を要しないが、参考のため算定結果を（ ）に記載した。

(2) 個別意見

令和元年度の資金不足はなく、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

岩監発第306号
令和2年8月5日

岩倉市長 久保田桂朗様

岩倉市監査委員 内藤 充

岩倉市監査委員 伊藤 隆 信

令和元年度 岩倉市公共下水道事業資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別記のとおり意見を提出する。

令和元年度 岩倉市公共下水道事業資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める岩倉市公共下水道事業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の日時及び実施場所

日 時 令和2年8月4日（火）

実施場所 監査委員事務局室

3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、岩倉市監査基準に準拠し、審査を実施した。

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点とし、関係帳簿、証書類と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資 金 不 足 比 率 の 状 況

						(単位：%)
比 率 名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	－ (△1.4)	－ (△3.8)	－ (△2.1)	－ (△115.8)	－ (△27.4)	20.0

注) 資金不足がない場合は表示を要しないが、参考のため算定結果を（ ）に記載した。

(2) 個別意見

令和元年度の資金不足はなく、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。